



各 位

平成28年 4 月22日

会社名 北 雄 ラ ッ キ ー 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 桐 生 宇 優  
(コード：2747、東証JASDAQ)  
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 山 川 浩 文  
(TEL. 011-558-7000)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年4月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年5月26日開催予定の第46回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって法令の定める限度において責任を免除することができる旨の規定を新設するとともに、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことにともない、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、変更案第31条(取締役の責任免除)を新設し、現行定款第41条(社外監査役との責任限定契約)の変更を行うものであります。

なお、変更案第31条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- (2) 上記条文の新設にともない、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年5月26日(予定)

定款変更の効力発生日 平成28年5月26日(予定)

(別紙)

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (新 設)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 第31条～第40条 (条文省略) (<u>社外監査役との責任限定契約</u>) 第41条 (新 設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第42条～第50条 (条文省略)</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (<u>取締役の責任免除</u>) 第31条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 第32条～第41条 (現行どおり) (<u>監査役の責任免除</u>) 第42条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第43条～第51条 (現行どおり)</p>

以 上